

せいそう 速報 労働者

2018 年 10 月 31 日
No. 1130
東京清掃労働組合
企画・総務局

平成 30 年度給与改定（第 2 回）専門委員会交渉

昇給制度(55 歳超昇給抑制)・扶養認定限度額の見直し

- 区長会が高齢層職員の職務に対する意欲を奪うな！
- 区長会は職員とその家族の生活設計を壊すな！

10 月 31 日、昨日に続き、今期 2 回目の専門委員会交渉を実施しました。交渉内容は、能力・業績に応じた昇給制度の一層の推進を図るとともに、国及び他団体の状況等を踏まえた、55 歳に達した年度の翌年度以降において、昇給を 4 号抑制する。扶養手当制度の趣旨を踏まえ、国・東京都を始めとする他団体との制度的均衡を図る観点から、扶養手当における扶養親族の認定要件を年間 140 万円未満から 130 万円未満に引下げるというものです。

区長会は、国や他団体の動向ばかりに注視するのではなく、特別区職員の実情を踏まえた、自主的・主体的な取組を進めるべきです。

○ 55 歳超の昇給 4 号抑制について

我われは、「現在の業務職給料表は、号給が上へいくほどフラット化されており、3 号抑制されている状況で、55 歳超の職員が昇給しても 100 円～200 円でしかない。ベテラン職員のモチベーションを下げてまで、100 円～200 円を抑えることに、どのような意味があるのか」「平均寿命が延びる中で、55 歳以上の職員が配偶者や親を扶養しているケースもある」「高齢層職員のモチベーションが低下し、長年にわたり培ってきた知識や経験を十分に発揮することができなくなる」「総務省は、

特別区におけるラスパイレス指数の上昇の主な要因として、高齢層職員に係る給与水準の抑制措置の未実施を挙げ、その見直しを求めているが、もともと特別区職員と国家公務員とでは条件が違う。国に合わせる必要はない」と主張しました。

我われの主張に対する区長会の回答は、「国及び他団体の状況等を踏まえた見直しであり、特別区だけが何もしないといというわけにはいかない」という主体性に欠けたものでした。

○ 扶養手当における認定要件の見直しについて

本来、扶養手当とは、扶養親族を有する職員に対して支給される手当であり、職員が扶養親族を有することにより生ずる生計費を補助する生活給的な性格を持っています。制度が果たしてきた役割に鑑みれば、国や他団体との制度均衡を主目的とした扶養手当における認定要件を見直すべきではありません。

我われは、「中には、親に負担を掛けないためにアルバイトをして学費に充てている子どももいる。また、年金収入が130万円を超える介護が必要な親を扶養している職員もいる」「職員とその家族にとっての死活問題である」併せて、「2018年1月から、税制改正により配偶者特別控除が見直され、年収150万円までは、38万円の所得控除が受けられるようになった。これは、女性の活躍推進の観点から、女性の社会進出の妨げとなっていた、年収103万円の壁を見直すものである。こうした背景があるにもかかわらず、扶養手当における認定限度額を、年収140万円未満から130万円未満に引下げるとは、税制改正が意図した女性の活躍推進に逆行するものである」と主張しました。

これに対して区長会は、「国・東京都を始めとする他団体との制度的均衡を図る観点から見直しを行う」という回答を繰り返すのみでした。

改めて、特別区に働くすべての職員とその家族が納得できる回答を引き出すため、引き続き交渉を強化していきます。

「せいそう労働者速報」を活用し、職場での情報共有と意思統一をお願いします。